

条
例
目 次

- 任期付研究員の採用等に関する条例 (人事課) 二
- 公益法人等への職員の派遣等に関する条例 (同) 六
- 青森県第一種フロン類回収業者登録申請手数料等徴収条例 (環境政策課) 五
- 青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例 (河川砂防課) 六
- 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (人事課) 六
- 青森県議会議員の期末手当支給条例の一部を改正する条例 (人事課) 六
- 政治倫理の確立のための青森県知事の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例 (総務学事課) 六
- 青森県県税条例の一部を改正する条例 (税務課) 元
- 青森県農業協同組合合併助成条例の一部を改正する条例 (団体経営課) 三〇
- 青森県立学校設置条例の一部を改正する条例 (教育局) 三〇
- 青森県警察本部組織条例の一部を改正する条例 (警察本部) 三
- 青森県緊急地域雇用創出特別基金条例 (企画課) 三
- 政治倫理の確立のための青森県議会議員の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例 (能力開発課) 三
- 青森県緊急地域雇用創出特別基金条例 (企画課) 三

(議会事務局) 三
(労政課) 三
(能力開発課) 三

青森県報

号外第百九号

平成十三年十一月二十一日(金曜日)

条
例

任期付研究員の採用等に関する条例をここに公布する。

平成十三年十一月二十一日

青森県知事木村守男

青森県条例第六十八号

任期付研究員の採用等に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律（平成十二年法律第五十一号。以下「法」という。）第二条第三号、第三条第一項、第五条第一項及び第六条並びに地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十四条第六項の規定に基づき、試験研究機関の研究業務に従事する職員について、任期を定めた採用並びに任期を定めて採用された職員の給与の特例及び裁量による勤務に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用除外となる職員)

第一条 法第二条第三号に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一 試験研究機関（試験場、研究所その他の機関（学校教育法（昭和二十一年法律第二十六号）第二条第二項に規定する公立学校を除く。）であつて、試験研究に関する業務を行うものをいう。以下同じ。）の長

二 試験研究機関の長を補佐し、当該試験研究機関の事務を整理する次長等

三 試験研究機関に置かれる支場等の長

(任期を定めた採用)

第三条 任命権者は、次に掲げる場合には、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

- 一 研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者を招へいして、当該研究分野に係る高度の専門的な知識経験を必要とする研究業務（試験研究機関の試験研究に関する業務をいう。以下同じ。）に従事させる場合

- 二 独立して研究する能力があり、研究者として高い資質を有すると認められる者（この号の規定によりかつて任期を定めて採用されたことがある者を除く。）を、当該研究分野における先導的役割を担う有為な研究者となるために必要な能力のかん養に資する研究業務に従事させる場合

(任期の更新)

第四条 任命権者は、法第五条第一項の規定により任期を更新する場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(給与に関する特例)

第五条 法第三条第一項第一号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第一号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。

号 級	給 料 月 額
1	円 423,000
2	499,000
3	580,000
4	675,000
5	787,000
6	899,000

2 法第三条第一項第一号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第一号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。

号 給	給 料 月 額
1	円 347,000
2	388,000
3	420,000

3 任命権者は、第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員の号給を、その者が従事する研究業務に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定する。

4 任命権者は、第一号任期付研究員について、特別の事情により第一項の給料表に掲げる号給により難いときは、同項及び前項の規定にかかわらず、人事委員会の承認を得て、その給料月額を同表に掲げる六号給の給料月額にその額と同表に掲げる五号給の給料月額との差額に一からの各整数を順次乗じて得られる額を加えた額のいずれかに相当する額とすることができます。ただし、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の指定職俸給表十一号俸の額を超えることはできない。

5 任命権者は、第一号任期付研究員又は第二号任期付研究員のうち、特に顕著な研究業績を挙げたと認められる職員には、人事委員会規則で定めるところにより、その給料月額に相当する額を任期付研究員業績手当として支給することができる。

6 第三項の規定による号給の決定、第四項の規定による給料月額の決定及び前項の規定による任期付研究員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。

第六条 職員の給与に関する条例（昭和二十六年七月青森県条例第三十七号。以下「給与条例」という。）第三条、第四条、第七条から第九条まで、第九条の五及び第十九条の四の規定は、第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員には、適用しない。

2 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する給与条例第一条第一項及び第十六条の二第一項の規定の適用については、給与条例第二条第一項中「勤勉手当」とあるのは「勤勉手当、任期付研究員の採用等に関する条例（平成十二年十一月青森県条例第六十八号）第五条第五項に規定する任期付研究員業績手当」と、給与条例第十六条の二第一項中「にある職員」とあるのは「にある職員（地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律（平成十二年法律第五十一号）第三条第一項第一号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。次項及び第十九条の十第一項において同じ。）」とする。

（第一号任期付研究員の裁量による勤務）

第七条 任命権者は、第一号任期付研究員の職務につき、その職務の性質上時間配分の決定その他の職務遂行の方法を大幅に当該第一号任期付研究員の裁量にゆだねることが当該第一号任期付研究員に係る研究業務の能率的な遂行のため必要であると認める場合には、当該第一号任期付研究員を、人事委員会規則で定めるところにより、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年七月青森県条例第十六号。以下「勤務時間条例」という。）の規定による勤務時間の割振りを行わず、職務遂行の方法等に關し具体的な指示をしないで、その職務に従事させることができる。この場合において、当該第一号任期付研究員は、人事委員会規則で定めるところにより、その勤務の状況について任命権者に報告しなければならない。

2 前項の場合における第一号任期付研究員の勤務時間の算定については、月曜日から金曜日までの五日間において、人事委員会規則で定める時間帯について勤務時間条例第三条第一項の規定により一日につき八時間の勤務時間を割り振られたものとみなし、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日その他の人事委員会規則で定める日を除き、当該勤務時間を勤務したものとみなす。

3 勤務時間条例第三条第二項、第四条、第五条、第八条及び第十条の規定は、前項の第一号任期付研究員には、適用しない。

(施行事項)

第八条 この条例の施行に關し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

公益法人等への職員の派遣等に関する条例をここに公布する。

平成十三年十一月二十一日

青森県知事木村守男

青森県条例第六十九号

公益法人等への職員の派遣等に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成十二年法律第五十号。以下「法」という。)第二条第一項及び

第三項、第五条第一項、第六条第二項、第九条、第十条第一項及び第二項並びに第十二条第一項の規定に基づき、公益法人等への職員の派遣等に關し必要な事項を定めるものとする。

(職員の派遣)

第二条 任命権者は、法第二条第一項各号に掲げる団体のうち、次に掲げる団体との間の取決めに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら從事させるため、職員(次項に定める職員を除く。)を派遣することができる。

- 一 県が出資している団体又は県内に主たる事務所を有する団体で、人事委員会規則で定めるもの
- 二 前号に掲げるもののほか、その業務の全部又は一部が県の事務又は事業と密接な関連を有するものであり、かつ、県がその施策の推進を図るために人的援助を行うことが必要であるもので人事委員会規則で定めるもの

2 法第二条第一項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- 一 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の四第一項又は第二十八条の六第一項の規定により採用される職員を除く。）

二 非常勤職員

三 地方公務員法第二十二条第一項に規定する条件附採用になつてゐる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）

- 四 職員の定年等に関する条例（昭和五十九年三月青森県条例第四号）第四条第一項の規定により引き続いて勤務させることとされ、又は同条第二項の規定により期限を延長することとされている職員

五 地方公務員法第二十八条第二項又は職員の休職の事由を定める条例（昭和四十四年十一月青森県条例第四十一号）第一条の規定により休職にされている職員

六 地方公務員法第二十九条第一項の規定により停職にされている職員

3 法第二条第三項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 第一項の規定による職員の派遣（以下「職員派遣」という。）に係る職員の職員派遣を受ける団体（以下「派遣先団体」という。）における福利厚生に関する事項

一 職員派遣に係る職員の派遣先団体における業務の従事の状況の連絡に関する事項

(派遣職員を職務に復帰させる場合)

第三条 法第五条第一項に規定する条例で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 派遣職員がされた職員（以下「派遣職員」という。）が派遣先団体の役職員の地位を失った場合
 - 二 派遣職員の職員派遣が法又はこの条例の規定に適合しなくなつた場合
 - 三 派遣職員の職員派遣が前条第一項に規定する取決めに反することとなつた場合
 - 四 派遣職員が地方公務員法第二十八条第一項第二号又は第三号に該当することとなつた場合
 - 五 派遣職員が地方公務員法第二十八条第二項各号のいずれかに該当することとなつた場合又は職員の休職の事由を定める条例第一条に該当することとなつた場合
 - 六 派遣職員が地方公務員法第二十九条第一項第一号又は第三号に該当することとなつた場合
- (派遣職員の給与)
- 第四条 派遣職員（企業職員等（地方公営企業労働関係法（昭和二十七年法律第二百八十九号）第三条第二項に規定する職員及び地方公務員法第五十七条に規定する単純な労務に雇用される者をいう。以下同じ。）である派遣職員を除く。第六条及び第七条において同じ。）が派遣先団体において従事する業務が地方公共団体の委託を受けて行う業務、地方公共団体と共同して行う業務若しくは地方公共団体の事務若しくは事業を補完し若しくは支援すると認められる業務であつてその実施により地方公共団体の事務若しくは事業の効率的若しくは効果的な実施が図られると認められるもの（以下「地方公共団体委託等業務」という。）である場合又は地方公共団体委託等業務が派遣先団体の主たる業務である場合には、当該派遣職員に對して、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、調整手当、住居手当、寒冷地手当及び期末手当のそれぞれ百分の百以内を支給することができる。
- (職務に復帰した職員に関する職員の給与に関する条例の特例)

第五条 職員派遣後職務に復帰した職員（企業職員等である職員を除く。第七条において同じ。）に関する職員の給与に関する条例（昭和二十六年七月青森県条例第三十七号）第二十一条第一項及び第七項の規定の適用については、派遣先団体において就いていた業務（当該業務に係る労働者災害補償法（昭和二十二年法律第五十号）第七条第二項に規定する通勤を含む。）を公務とみなす。

（派遣職員の復帰時における処遇）

第六条 派遣職員が職務に復帰した場合におけるその者の職務の級、給料月額及び昇給期間については、他の職員との均衡上必要と認められる範囲内において、人事委員会規則で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（職務に復帰した職員等に関する職員の退職手当に関する条例の特例）

第七条 職員派遣後職務に復帰した職員が退職した場合（派遣職員がその職員派遣の期間中に退職した場合を含む。）における職員の退職手当に関する条例（昭和二十八年十一月青森県条例第六十二号。以下「退職手当条例」という。）の規定の適用については、派遣先団体の業務に係る業務上の傷病又は死亡は退職手当条例第四条第二項、第五条第一項及び第七条第四項に規定する公務上の傷病又は死亡と、当該業務に係る労働者災害補償保險法第七条第二項に規定する通勤による傷病は退職手当条例第四条第二項、第五条第二項及び第七条第四項に規定する通勤による傷病とみなす。

2 退職手当条例第七条第四項の規定は、派遣職員の職員派遣の期間（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）に規定する育児休業の期間を除く。）については、適用しない。

3 前項の規定は、派遣職員が派遣先団体から所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十条第一項に規定する退職手当等（同法第三十一条の規定により退職手当等とみなされるものを含む。）の支払を受けた場合には、適用しない。

4 派遣職員がその職員派遣の期間中に退職した場合に支給する退職手当の算定の基礎となる給料月額については、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、前条の規定の例により、その額を調整することができます。

(企業職員等である派遣職員の給与の種類)

第八条 企業職員等である派遣職員が派遣先団体において従事する業務が地方公共団体委託等業務である場合又は地方公共団体委託等業務が派遣先団体の主たる業務である場合には、当該派遣職員に対して、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、調整手当、住居手当、寒冷地手当及び期末手当を支給することができる。

(派遣職員の処遇の状況等の報告)

第九条 任命権者は、人事委員会規則で定めるところにより、派遣職員の派遣先団体における処遇の状況等及び職員派遣後職務に復帰した職員の処遇の状況等を人事委員会に報告しなければならない。

(法第十条第一項に規定する条例で定める株式会社又は有限会社)

第十条 法第十条第一項に規定する条例で定める株式会社又は有限会社（以下「特定法人」という。）は、次に掲げる株式会社又は有限会社とする。

一 県内に本店を有する株式会社又は有限会社で、人事委員会規則で定めるもの

一 前号に掲げるもののほか、その業務の全部又は一部が地域の振興、住民の生活の向上その他公益の増進に寄与するとともに県の事務又は事業と密接な関連を有するものであり、かつ、県がその施策の推進を図るために人的援助を行うことが必要であるもので人事委員会規則で定めるもの

(法第十条第一項に規定する条例で定める職員)

第十一條 法第十条第一項に規定する条例で定める職員は、第二条第二項各号に掲げる職員とする。

(法第十条第一項に規定するその他の条例で定める場合)

第十二条 法第十条第一項に規定する退職派遣者（以下「退職派遣者」という。）が特定法人の役職員の地位を失った場合

一 法第十条第二項に規定する退職派遣者（以下「退職派遣者」という。）が特定法人の役職員の地位を失った場合

二　次に掲げる場合であって、退職派遣者を引き続き特定法人の役職員として在職させることができないか又は適当でないと認められる場合

イ　退職派遣者の特定法人の業務への従事が法又はこの条例の規定に適合しなくなった場合

ロ　退職派遣者の特定法人の業務への従事が法第十条第一項の規定により締結された取決めに反することとなつた場合

ハ　退職派遣者が心身の故障のため、業務の遂行に支障があり、若しくはこれに堪えない場合又は長期の休養を要する場合

二　退職派遣者が刑事事件に関し起訴された場合

三　公務上の必要等のために退職派遣者を職員として採用することが必要と認められる場合

(法第十条第一項に規定するその他条例で定める場合)

第十三条　法第十条第一項に規定するその他条例で定める場合は、退職派遣者が特定法人の業務に従事すべき期間に、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の法令に違反した場合であって、当該退職派遣者が引き続き職員として在職したものとみなしたならば、地方公務員法第二十九条第一項の規定による懲戒免職の処分を行うことが適當と認められる場合とする。

(法第十条第二項に規定する条例で定める事項)

第十四条　法第十条第二項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　退職派遣者の特定法人における福利厚生に関する事項

二　退職派遣者の特定法人における業務の従事の状況の連絡に関する事項

(採用された職員に関する職員の給与に関する条例の特例)

第十五条　法第十条第一項の規定により採用された職員（企業職員等である職員を除く。）に関する職員の給与に関する条例第二十一条第一項及び第七項の規定の適用については、特定法人において就いていた業務（当該業務に係る労働者災害補償保険法第七条第二項に規定する通勤を含む。）を

公務とみなす。

(退職派遣者の採用時における処遇)

第十六条 退職派遣者が法第十条第一項の規定により職員（企業職員等である職員を除く。）として採用された場合におけるその者の職務の級、給料月額及び昇給期間については、他の職員との均衡上必要と認められる範囲内において、人事委員会規則で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（採用された職員に関する職員の退職手当に関する条例の特例）

第十七条 法第十条第一項の規定により採用された職員（企業職員等である職員を除く。）に関する退職手当条例の規定の適用については、特定法人の業務に係る業務上の傷病又は死亡は退職手当条例第四条第一項、第五条第一項及び第七条第四項に規定する公務上の傷病又は死亡と、当該業務に係る労働者災害補償保険法第七条第二項に規定する通勤による傷病は退職手当条例第四条第二項、第五条第二項及び第七条第四項に規定する通勤による傷病とみなす。

第十八条 職員（企業職員等である職員を除く。）が、法第十条第一項の規定により、任命権者の要請に応じ、引き続いて特定法人で、退職手当（これに相当する給与を含む。以下この項において同じ。）に関する規程において、職員が、任命権者の要請に応じ、退職手当を支給されないで、引き続いて当該特定法人に使用される者となった場合に、職員としての勤続期間を当該特定法人に使用される者（役員を含む。以下この項において同じ。）としての勤続期間に通算することと定めているものに使用される者（以下「特定法人役職員」という。）となるため退職し、かつ、引き続いた在職期間とみなす。

特定法人役職員として在職した後引き続いて法第十条第一項の規定により職員として採用された場合におけるその者の退職手当条例第七条第一項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなす。

2 前項の場合における特定法人役職員としての在職期間については、退職手当条例第七条（第五項を除く。）の規定を準用して計算する。

3 職員（企業職員等である職員を除く。）が法第十条第一項の規定により退職し、引き続いて特定法人役職員となつた場合においては、人事委員会

規則で定める場合を除き、退職手当条例の規定による退職手当は、支給しない。

（退職派遣者の処遇の状況等の報告）

第十九条 任命権者は、人事委員会規則で定めるところにより、退職派遣者の特定法人における処遇の状況等及び退職派遣者が法第十条第一項の規定により職員として採用された場合における処遇の状況等を人事委員会に報告しなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、第十条から第十九条まで並びに次項及び附則第四項の規定は、同年三月三十一日から施行する。

（退職派遣者の採用等に関する規定の適用）

2 第十条から第十九条までの規定は、平成十四年三月三十一日以後に法第十条第一項の任命権者の要請に応じて退職した者について適用する。

（青森県職員定数条例の一部改正）

3 青森県職員定数条例（昭和二十四年九月青森県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

第一条に次の一号を加える。

七 公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年十二月青森県条例第六十九号）第二条第一項の規定により派遣された職員

（職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

4 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年七月青森県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第三号中「国又は」を「国若しくは」に改め、「定めるもの」の下に「若しくは公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年十二月青森県条例第六十九号）第十条に規定する特定法人」を加える。

（職員の休職の事由を定める条例の一部改正）

5 職員の休職の事由を定める条例の一部を次のように改正する。

第二条中「、次の各号の一に該当する」を「水難、火災その他の災害により、生死不明又は所在不明となつた」に改め、同条各号を削る。

（職員の分限に関する手続及び効果についての条例の一部改正）

6 職員の分限に関する手続及び効果についての条例（昭和二十六年十一月青森県条例第九十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第四項中「第二条各号」を「第二条」に、「こえない」を「超えない」に、「個個」を「個々」に改める。

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正）

7 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年三月青森県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第五条中「第八項」を「第七項」に改める。

（職員の給与に関する条例の一部改正）

8 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第二十一条第七項を削り、同条第八項中「休職条例第二条第二号に掲げる事由に該当して」を「職員の休職の事由を定める条例（昭和四十四年十一月青森県条例第四十一号）第二条の規定により」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項を同条第八項とする。

（青森県学校職員定数条例及び青森県警察職員定員条例の一部改正）

9 次に掲げる条例の規定中「機関等」の下に「又は公益法人等」を加える。

一 青森県学校職員定数条例（昭和三十六年三月青森県条例第一一十三号）本則

二 青森県警察職員定員条例（昭和二十九年六月青森県条例第四十六号）第一条

青森県第一種フロン類回収業者登録申請手数料等徴収条例をここに公布する。

平成十三年十二月二十一日

青森県知事 木村守男

青森県条例第七十号

青森県第一種フロン類回収業者登録申請手数料等徴収条例

(趣旨)

第一条 この条例は、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（平成十二年法律第六十四号。以下「法」という。）第九条第一項の規定による第一種フロン類回収業者の登録及び法第十二条第一項の規定による第一種フロン類回収業者の登録の更新の申請手数料の徴収に關し必要な事項を定めるものとする。

(手数料の納入)

第二条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める手数料を納入しなければならない。

一 法第九条第一項の規定による第一種フロン類回収業者の登録を受けようとする者

第一種フロン類回収業者登録申請手数料

四千円

二 法第十二条第一項の規定による第一種フロン類回収業者の登録の更新を受けようとする者

第一種フロン類回収業者登録申請手数料

四千円

第一種フロン類回収業者登録更新申請手数料 四千円

(手数料の納入方法)

第三条 手数料の納入は、青森県収入証紙をもってしなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例をここに公布する。

平成十三年十二月二十一日

青森県知事 木村守男

青森県条例第七十一号

青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例

目次

前文

第一章 総則（第一条—第四条）

第二章 ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する基本方針（第五条）

第三章 ふるさとの森と川と海保全地域（第六条—第十条）

第四章 ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する施策（第十一条—第十六条）

附則

青森県は、下北半島、津軽半島、白神山地や八甲田山等の豊かな青い森が広がり、中央に陸奥湾を囲む自然美の溢れるふるさとである。春はヤマザクラや春もみじが山野を彩り、夏はハマナスの花が海岸線に香り、秋は木々の紅葉が山々を紅に染め、冬は純白の雪が林間に積もり、やがて、日本一清浄な水道の源となる。

縄文時代から、緑豊かな森から流れ出た水は、岩木川や奥入瀬川となって津軽平野や三本木原などの広大な農地を潤し、住民の暮らしを支えながら、遂に海に注ぎ、豊饒の幸をもたらす。私たちは、このような天然の水から多くの恩恵を受け、平安な生活を維持している。

これまで私たちは、ふるさとの森と川と海という自然の営みと調和を保ち、天然の水とふれあいながら地域に根ざした生活を営み、同時に文化を進めてきた。その中で、子どもたちは、裏山での虫捕りや木登り、川や海での魚釣りや水遊びを通じて、自然に触れ、命の大切さを学び、他人を思いやる優しい心を育んできた。

しかし、現在の経済性や利便性を追求した社会は、森や川や海の多様な生態系を脅かし、ふるさとの環境を悪化し、人と水とのふれあいを妨げている。

一方で、こういう傾向を恐れ、ふるさとの森や川や海を守るために、漁業者と林業者が手を携えて植樹活動や県民による清掃活動などが活発に行われるようになっており、森と川と海という自然を大切にしようという相互理解が深まっている。

こうした気運の下、私たちは、県民の豊かで潤いのある生活の礎となるふるさとの森と川と海を守り、これを搖るぎない形で次の世代に引き継ぐことを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、本県の森林、河川及び海岸（以下「ふるさとの森と川と海」という。）が、農林水産業の生産活動及び人の生活と結び付いて地域文化を形成していることからがみ、ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する県、県民及び事業者の責務を明らかにし、ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する措置について必要な事項を定めることにより、ふるさとの森と川と海の保全及び創造を図り、もって県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(県の責務)

第二条 県は、ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する総合的かつ広域的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

(県民の責務)

第三条 県民は、ふるさとの森と川と海の保全及び創造に取り組むよう努めるとともに、県が実施するふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第四条 事業者は、その事業活動を行うに当たり、ふるさとの森と川と海の保全及び創造に取り組むよう努めるとともに、県が実施するふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する施策に協力するよう努めなければならない。

第二章 ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する基本方針

(基本方針)

第五条 知事は、すべての者の参加の下にふるさとの森と川と海ができる限り自然の状態で維持されることを基本として、ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する基本構想

二 ふるさとの森と川と海保全地域（以下「保全地域」という。）に関する基本的な事項

三 その他ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する重要な事項

3 知事は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、青森県ふるさとの森と川と海保全創造審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならぬ。

4 知事は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第三章 ふるさとの森と川と海保全地域

（保全地域の指定）

第六条 知事は、自然環境が優れた状態を維持している森林、河川又は海岸の区域（これらと一体となって自然環境を形成している土地の区域を含む。）のうち、ふるさとの森と川と海の保全を図る上で特に重要と認められる区域を保全地域として指定することができる。

2 知事は、保全地域の指定をしようとするときは、あらかじめ、関係する国有林野の管理者、河川管理者及び海岸管理者、関係市町村並びに審議会

の意見を聴かなければならない。この場合においては、次条第一項に規定する保全計画の案についても、併せて、その意見を聴かなければならない。

3 知事は、保全地域の指定をしようとするときは、あらかじめ、その旨を公告し、その案を当該公告の日から一月間縦覧に供しなければならない。

4 前項の規定による公告があったときは、当該公告に係る保全地域の住民及び利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された案について、規則で定めるところにより、知事に意見書を提出することができる。

5 知事は、保全地域の指定をするときは、その旨及びその区域を告示しなければならない。

6 保全地域の指定は、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

7 第二項前段及び前二項の規定は保全地域の指定の解除及びその区域の変更について、第二項後段、第三項及び第四項の規定は保全地域の区域の拡張について準用する。

(保全計画)

第七条 知事は、保全地域の指定をするときは、当該保全地域におけるふるさとの森と川と海の保全に関する計画（以下「保全計画」という。）を定めなければならない。

2 保全計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 保全すべきふるさとの森と川と海の特質その他ふるさとの森と川と海の保全に関する基本的な事項

二 ふるさとの森と川と海の保全についての施策に関する事項

3 知事は、保全計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前条第二項前段及び前項の規定は、保全計画の廃止及び変更について準用する。

(特定行為の届出)

第八条 保全地域において次に掲げる行為（以下「特定行為」という。）をしようとする者は、当該特定行為に着手する日の五十日前までに、規則で定めるところにより、特定行為の種類、場所、施行方法、着手予定日その他規則で定める事項を知事に届け出なければならない。

一 土石（砂を含む。）の採取

二 工作物の新築、増築、改築、移転又は撤去

三 土地の掘削その他土地の形状を変更する行為（前二号に規定する行為のためにするものを除く。）

四 竹木その他規則で定める物の伐採

2 前項の規定は、次に掲げる行為については、適用しない。

一 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

二 通常の管理行為又は軽易な行為のうち、ふるさとの森と川と海の保全に支障を及ぼすおそれがないもので規則で定めるもの

三 法令に基づく許可、認可、届出等を要する行為のうち、ふるさとの森と川と海の保全に支障を及ぼすおそれがないもので規則で定めるもの

四 国又は地方公共団体が行う行為

五 農業、林業又は漁業を営むために行う行為

六 自己の居住の用に供する住宅の新築、増築、改築、移転又は撤去

七 保全地域が指定され、又はその地域が拡張された際、当該指定又は拡張に係る地域内において着手している行為又は当該指定若しくは拡張の日

から起算して五十日以内に当該指定若しくは拡張に係る地域内において着手する行為

八 その他規則で定める行為

3 第一項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項のうち規則で定める事項を変更しようとするときは、当該変更に係る特定行為に着手する日の五十日前までに、規則で定めるところにより、その内容を知事に届け出なければならない。ただし、次条第一項の規定による指導又は同条第三項の規定による勧告に従うことにより変更を生ずるときは、この限りでない。

4 知事は、第一項又は前項の規定による届出（以下「特定行為届」という。）をしなければならない者が特定行為届をしないで特定行為に着手したときは、その旨を公表することができる。

5 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表に係る者に口頭で意見を述べ、又は意見書を提出する機会を与えるなければならない。

(特定行為に係る指導等)

第九条 知事は、特定行為届があつた場合において、当該特定行為届に係る特定行為がふるさとの森と川と海の保全に支障を及ぼすと認めるときは、当該特定行為届をした者に対し、書面により、ふるさとの森と川と海の保全のために必要な措置を講ずるよう指導することができる。

2 前項の規定による指導は、特定行為届があつた日から起算して三十日以内にしなければならない。

3 知事は、第一項の規定による指導を受けた者が当該指導に従わない場合において、ふるさとの森と川と海の保全を図る上で著しい支障があると認めるとときは、書面により、当該指導に従うよう勧告することができる。

4 前項の規定による勧告は、特定行為届があつた日から起算して五十日以内にしなければならない。

5 知事は、第三項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、その者に口頭で意見を述べ、又は意見書を提出する機会を与えなければならない。

6 知事は、第三項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聽かなければならない。この場合においては、前項の意見又は意見書の内容を審議会に報告しなければならない。

7 知事は、第三項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、その旨及び当該勧告の内容を公表することができる。

(無届特定行為者に係る措置)

第十条 知事は、特定行為届をしないで特定行為に着手した者（以下「無届特定行為者」という。）に対し、当該特定行為の種類、施行方法、施行日程その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 知事は、前項の報告等により無届特定行為者に係る特定行為がふるさとの森と川と海の保全に著しい支障を及ぼすと認めるときは、当該無届特定行為者に対し、書面により、ふるさとの森と川と海の保全のために必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

3 前条第五項及び第六項の規定は前項の規定による勧告をしようとする場合について、同条第七項の規定は前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わなかった場合について準用する。

第四章 ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する施策

(ふるさとの森と川と海の保全及び創造に資する施策)

第十一條 県は、ふるさとの森と川と海の保全及び創造に資するため、地域の特性に応じた樹種の植栽、動植物の生息地及び生育地の保全、人と自然との豊かな触れ合いの確保等を考慮した森林、河川及び海岸の一体的な整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(啓発)

第十二条 県は、県民及び事業者のふるさとの森と川と海の保全及び創造についての関心と理解を深めるため、学習の機会の提供、教育用の資料の提供、広報活動の充実等必要な措置を講ずるものとする。

(ふるさと環境守人)

第十三条 知事は、ふるさとの森と川と海の保全及び創造について理解と熱意を有する者のうちから、ふるさと環境守人を委嘱することができる。

2 ふるさと環境守人は、ふるさとの森と川と海の保全に係る巡視活動並びにふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する啓発活動を行うものとする。

(民間団体等の自発的な活動の促進)

第十四条 県は、県民、事業者又はこれらの者の組織する特定非営利活動法人その他の民間の団体が自発的に行うふるさとの森と川と海の保全及び創

造に関する活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(市町村への支援)

第十五条 県は、市町村がふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する施策を実施する場合には、必要な助言及び協力その他の支援措置を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第十六条 県は、ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第五章 雜則

(国への要請等)

第十七条 知事は、ふるさとの森と川と海の保全及び創造を図るため必要があると認めるときは、国に対し必要な措置を講ずるよう要請し、及び他の地方公共団体に協力を求めるものとする。

(施行事項)

第十八条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第三章の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(青森県附属機関に関する条例の一部改正)

2 青森県附属機関に関する条例（昭和三十六年一月青森県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一 青森県水防協議会の項の次に次のように加える。

青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例（平成十三年十二月青森県条例第七十一号）の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議すること。	会長 副会長 委員	学識経験を有する者 十五人以内 一年 委員の互選
---	-----------------	-----------------------------------

（特別職の職員の給与に関する条例の一部改正）

3 特別職の職員の給与に関する条例（昭和二十七年九月青森県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中第八十五号を第八十六号とし、第六十八号から第八十四号までを一号ずつ繰り下げ、第六十七号の次に次の二号を加える。

六十八 ふるさとの森と川と海保全創造審議会委員

第五条中「第八十四号」を「第八十五号」に改める。

第十一条中「第一条第八十五号」を「第一条第八十六号」に改める。

別表第二水防協議会委員の項の次に次のように加える。

ふるさとの森と川と海保全創造審議会委員	同	九、八〇〇円
---------------------	---	--------

（特別職の職員の旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正）

特別職の職員の旅費及び費用弁償に関する条例（昭和二十七年九月青森県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中第八十五号を第八十六号とし、第六十八号から第八十四号までを一号ずつ繰り下げ、第六十七号の次に次の一号を加える。

六十八　ふるさとの森と川と海保全創造審議会委員

第三条第一項中「第八十四号」を「第八十五号」に改める。

第四条中「第一条第八十五号」を「第一条第八十六号」に改める。

別表第三中「水防協議会委員」を「水防協議会委員」に改める。
ふるさとの森と川と海保全創造審議会委員」に改める。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十三年十一月二十一日

青森県知事　木村守男

青森県条例第七十二号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和二十六年七月青森県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第二項及び第三項中「百分の百六十」を「百分の百五十五」に改める。

附 則

1　この条例は、公布の日から施行し、改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成十三年四月一日から適用

する。

- 2 平成十三年十二月に改正前の職員の給与に関する条例第十九条の規定に基づいて支給された職員の期末手当の額が、改正後の条例第十九条の規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる期末手当の額を超えるときは、同月に支給されるべきその者の期末手当の額は、同条第二項の規定にかかわらず、その差額を同条の規定に基づいて支給されることとなる期末手当の額に加算した額（以下「特例期末手当の額」という。）とする。

- 3 平成十三年十二月に特例期末手当の額の支給を受けた職員に対して平成十四年三月に支給する期末手当の額は、改正後の条例第十九条第二項の規定にかかわらず、同条の規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる期末手当の額から前項に規定する差額に相当する額を控除した額とする。

青森県議会議員の期末手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十三年十一月二十一日

青 森 県 知 事 木 村 守 男

青森県条例第七十三条

青森県議会議員の期末手当支給条例の一部を改正する条例

青森県議会議員の期末手当支給条例（昭和三十一年四月青森県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「百分の百六十」を「百分の百五十五」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の青森県議会議員の期末手当支給条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成十三年十二月

一日から適用する。

- 2 平成十三年十二月に支給されるべき議員の期末手当の額は、改正後の条例第二条第二項の規定にかかわらず、改正前の青森県議会議員の期末手当支給条例の規定に基づいてその者が同月に支給された期末手当の額のうち改正後の条例の規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる期末手当の額を超える部分の金額に相当する額（以下「差額」という。）を改正後の条例の規定に基づいて支給されることとなる期末手当の額に加算した額（以下「特例期末手当の額」という。）とする。

- 3 平成十三年十二月に特例期末手当の額の支給を受けた議員に対して平成十四年三月に支給する期末手当の額は、改正後の条例第二条第二項の規定にかかわらず、改正後の条例の規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる期末手当の額から差額に相当する額を控除した額とする。

平成十三年十二月二十一日

青森県知事木村守男

青森県条例第七十四号

政治倫理の確立のための青森県知事の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例

政治倫理の確立のための青森県知事の資産等の公開に関する条例（平成七年十一月青森県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第六号中「、株数及び額面金額の総額」を「及び株数」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十三年十一月二十一日

青森県知事木村守男

青森県条例第七十五号

青森県県税条例の一部を改正する条例

青森県県税条例（昭和二十九年五月青森県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

附則第八条の二第一項中「第三項」を「第四項」に改め、同条第三項中「及び租税特別措置法第三十七条の十第五項に規定する支払われる金額（同項の規定により株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金額に相当する部分に限る。）」を削り、同条第五項を削り、同条第四項中「前項」を「第三項」に、「金額」とあるのは、「金額」とあるのは、「」に改め、「と、「及び租税特別措置法」とあるのは「及び同法」」を削り、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 県民税の所得割の納税義務者が交付を受ける租税特別措置法第三十七条の十第五項に規定する支払われる金額（同項の規定により株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金額に相当する部分に限る。）は、株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして、第一項の規定を適用する。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 商法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成十三年法律第八十号）第三十三条の規定による改正前の租税特

青森県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十三年十二月二十一日

青森県知事　木村守男

青森県県税条例第七十五号

青森県県税条例の一部を改正する条例

青森県県税条例（昭和二十九年五月青森県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

附則第八条の二第一項中「第三項」を「第四項」に改め、同条第三項中「及び租税特別措置法第三十七条の十第五項に規定する支払われる金額（同項の規定により株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金額に相当する部分に限る。）」を削り、同条第五項を削り、同条第四項中「前項」を「第三項」に、「金額」とあるのは、「金額」とあるのは、「に改め、「と、「及び租税特別措置法」とあるのは「及び同法」」を削り、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 県民税の所得割の納稅義務者が交付を受ける租税特別措置法第三十七条の十第五項に規定する支払われる金額（同項の規定により株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金額に相当する部分に限る。）は、株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして、第一項の規定を適用する。

附則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 商法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成十三年法律第八十号）第三十三条の規定による改正前の租税特

別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九条の五第一項に規定する上場会社等の株主である個人が平成十三年十月一日前にされた同項に規定する資本準備金をもつてする株式の消却（当該株式の消却のための当該上場会社等による自己の株式の取得を含む。）により交付を受けた金銭に係る個人の県民税については、なお従前の例による。

青森県農業協同組合合併助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十三年十一月二十一日

青森県知事 木村守男

青森県条例第七十六号

青森県農業協同組合合併助成条例の一部を改正する条例

青森県農業協同組合合併助成条例（昭和四十五年十一月青森県条例第六十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「行なう」を「行う」に、「農民」を「農業者」に改める。

第二条第二項第一号中「第十条第一項第一号及び第二号」を「第十条第一項第二号及び第三号」に、「あわせ行なう」を「併せ行う」に、「を行なう」を「を行う」に改め、同項第一号中「行なう」を「行う」に、「こえる」を「超える」に改める。

附 則

この条例は、平成十四年一月一日から施行する。

青森県立学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十三年十一月二十一日

青森県知事
木村守男

青森県条例第七十七号

青森県立学校設置条例の一部を改正する条例

青森県立学校設置条例（昭和三十九年四月青森県条例第五十三号）の一部を次のように改正する。

表青森県立倉石養護学校の項を削る。

附
則

この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

青森県警察本部組織条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十三年十一月二十一日

青森県知事木村守男

青森県条例第七十八号

青森県警察本部組織条例の一部を改正する条例

青森県警察本部組織条例（平成六年十月青森県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

四を九とし、七の次に次のように加える。

(八) 情報の公開に関すること。

附 則

この条例は、青森県情報公開条例の一部を改正する条例（平成十三年三月青森県条例第十四号）の施行の日から施行する。

青森県緊急地域雇用創出特別基金条例をここに公布する。

平成十三年十二月二十一日

青森県知事　木村守男

青森県条例第七十九号

青森県緊急地域雇用創出特別基金条例

(設置)

第一条 県が国から交付を受ける緊急地域雇用創出特別交付金により、公的部門における緊急かつ臨時的な雇用・就業機会の創出を図るための事業（以下「緊急地域雇用創出対策事業」という。）に要する経費及び緊急地域雇用創出対策事業を行う市町村に対する補助に要する経費の財源に充てるため、青森県緊急地域雇用創出特別基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第一条 基金として積み立てる額は、県が交付を受ける緊急地域雇用創出特別交付金のうち、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる利益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入するものとする。

(基金の処分)

第五条 基金は、緊急地域雇用創出対策事業に要する経費及び緊急地域雇用創出対策事業を行う市町村に対する補助に要する経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、平成十七年三月三十一日限り、その効力を失う。

政治倫理の確立のための青森県議会議員の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十三年十二月二十一日

青 森 県 知 事 木 村 守 男

青森県条例第八十号

政治倫理の確立のための青森県議会議員の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例

政治倫理の確立のための青森県議会議員の資産等の公開に関する条例（平成七年十一月青森県条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第六号中「、株数及び額面金額の総額」を「及び株数」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。